

16. 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」利用規 程

- (1) 「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。
- (2) 給付及び災害の範囲
負傷の原因である事故が学校の管理下において発生したものでセンターが認めたものであること。（通常の経路および方法により通学するときも含む。）医療費については、通常、医療保険並の療養に要する費用の4割が給付される。
- (3) 掛 金
毎年4月生徒一人当り保護者負担額1,745円を納入する。（令和4年度）
- (4) 利用規程
 - ① 入学時、加入同意書を提出する。
 - ② センターの災害共済給付を受けようとする者は、担任教諭または養護教諭に本人が申し出る。
 - ③ 学校の保健室で「医療等の状況」の用紙を受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療点数の証明を受け、用紙を学校

へ提出する。

- ④ 医療費の給付は給付金支払通知を保護者宛に配布し、給付金は保護者指定の口座に振り込む。
- ⑤ 全医療費が5,000円（窓口支払い1,500円）に満たない場合はセンターの利用の対象とならない。

10. 学校感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、出席停止になります。速やかに学校に連絡してください。

学校感染症出席停止の基準

分類	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで

分類	病名	出席停止の期間
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで ※「その他の感染症」は必要がある時に限られるため、出席停止とならない場合があります。主治医の指示に従ってください。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎 その他の感染症※	

※その他の感染症：感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、EBウィルス感染症など